

令和8年度洲本市食料品高騰対応特別給付金のご案内

令和8年度洲本市食料品高騰対応特別給付金支給規則に基づき、食料品の物価高騰により影響を受ける家計に対し支援を行うことを目的として、市内の全世帯主に対し、世帯員1名につき7,000円を支給します。

支給対象者

令和8年4月1日時点で洲本市の住民基本台帳に記録されていた世帯主

支給額

7,000円 × 令和8年4月1日時点で上記支給対象者の世帯に属していた世帯員の数

手続き方法

①一般支給対象者（あらかじめ公金受取口座等を登録されている方）

5月上旬頃に、洲本市から「**支給のお知らせ**」を送付します。

※ **口座の変更を希望されない場合は、手続き不要です。**

※ 口座の変更を希望される場合は、オンラインで手続きいただくか、下記までご連絡ください。
手続きは「支給のお知らせ」に記載の期日までに行ってください。

②要登録支給対象者（上記の口座の登録をされていない方）

6月上旬頃に、洲本市から「**支給のお知らせ**」を送付しますので、口座登録の届出をしてください。

※ オンラインで手続きいただくか、口座登録届出書を返送してください。

届出期限：令和8年8月31日(月)必着

③要申請支給対象者（何らかの理由で上記の「支給のお知らせ」が届かなかった方）

住民票上の住所に居住していないことなどにより、上記「**支給のお知らせ**」が届かなかった世帯主は、給付金の支給を希望される場合は「**申請書兼請求書**」を提出してください。

※ 「**申請書兼請求書**」は、ホームページからダウンロードいただくか、下記までご連絡ください。

申請期間：令和8年8月1日(土)～31日(月)必着

お問合せ

☎ 0799-22-3321（代表）内線4403 受付時間：9:00～17:00（土日祝を除く）

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所本庁舎4階

総務部総務課【食料品高騰対応特別給付金 担当】

よくあるご質問

Q. 自分（の世帯）が給付金の対象に該当するか教えてください。

- A. 令和8年4月1日時点で住民基本台帳に記録されていた世帯主が対象となります。対象世帯主には洲本市からの「支給のお知らせ」を令和8年5月上旬頃から6月中旬頃までにお送りします。

Q. 給付金はいつ振り込まれますか。また、振込通知書は届きますか。

- A. 公金受取口座等の登録がある世帯主は、「支給のお知らせ」に記載された振込日に振り込まれます。また、口座登録が必要な世帯主と申請・請求が必要な世帯主は、登録及び申請・請求を洲本市が受理した日からおおむね1か月程度で振り込みます。いずれの場合も振込通知等はお送りしませんので、通帳に記帳いただきご確認ください。

Q. 他の市町村から洲本市に引っ越してきました。給付金を受け取ることはできますか。

- A. 令和8年4月2日以降に洲本市に転入された世帯主は対象になりません。

Q. 洲本市から他の市町村に引っ越しました。給付金を受け取ることはできますか。

- A. 令和8年3月31日以前に洲本市から転出された世帯主は対象になりません。

Q. 子どもが生まれました。生まれた子も対象になりますか。

- A. 令和8年4月1日までに生まれたお子さんであれば、世帯員分として支給金額に含まれます。令和8年4月2日以降に生まれたお子さんは対象になりません。

Q. 配偶者と振込先口座を分けて給付金を受け取ることはできますか。

- A. 支給対象者は世帯主です。同一世帯で振込先口座を分けて支給することはできません。

Q. 給付金における「世帯」の考え方を教えてください。

- A. この給付金で「世帯」とは、住民基本台帳に記録された世帯のことを指します。

Q. 公金受取口座制度とは何ですか。また、公金受取口座の確認方法は？

- A. マイナンバーカードをお持ちの方が、給付金等をスムーズに受け取るために国に口座を登録できる制度です。
マイナポータルにログインすると、公金受取口座の登録や確認、変更ができます。ただし、口座の登録や変更の時期によっては、当該給付金の支給には反映できないことがあります。

「食料品高騰対応特別給付金」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに県・市や国（の職員）などをかたる訪問や不審な電話、郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署にご連絡ください。
給付金の申請にあたり、市民の皆様

現金の振り込みをお願いすることは決してありませんので、ご注意ください。

